

〇〇〇評価機関倫理規程

(総 則)

第1条 〇〇〇評価機関（以下「評価機関」という。）は、福祉サービス第三者評価機関として常に公正、中立な立場で第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を実施するため、倫理規程を定め実践するものとする。

(使命及び責任)

第2条 評価機関は、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を展開することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 評価機関は、第1項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公 正)

第3条 評価機関は、評価事業の実施にあたり、評価受審事業所または利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第4条 評価機関は、評価事業を実施するにあたり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

また、評価機関が評価事業を実施するにあたり、外部者に対し協力依頼または一部の業務委託をした場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(苦情対応窓口の設置)

第5条 評価機関は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、評価事業所、利用者及びその家族に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 評価機関は、評価機関と評価受審事業所との間に評価事業の公正、中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該評価受審事業所と評価契約を締結しない。

(評価受審事業所との関係)

第7条 評価機関は、評価契約を締結している評価受審事業所との間において、評価の中立、公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第8条 評価機関は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、評価事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第9条 評価機関は、評価受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(推進委員会との関係)

第10条 評価機関は、評価事業実施にあたっては、評価の公正、中立を害しない限り、推進委員会の指示を遵守するものとし、推進委員会が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。